

(その 114) 公証役場の力も借りて無事に遺産相続ができました (2015.3)

2月初旬、渡田に住むKさんから、川崎市日進町に住んでいるMさんの遺産相続について相談を受けました。

詳しくお聞きしますとMさんはフィリッピン国籍で日本人と結婚し娘が生まれ一緒に暮らしていたが数年前夫が亡くなり現在は小学校6年生の娘と2人暮らしです。

亡くなった夫は3人姉弟でしたが2年前母親が亡くなり遺言通りに3人で遺産を分割相続することになったのです。

Mさんの娘さんは亡夫の母から孫に当たるため亡くなった夫の分が相続されることとなります。しかしMさんは言葉と日本の法律が理解できないので困っているという内容でした。

所長は川崎公証役場の牧島公証人の所へ同行し相談することにしました。

戸籍謄本を取り寄せ間違いなく孫であることを証明し、その孫が未成年であるから代理として親であるMさんが受け取れることを証明しなければならないという複雑なものでした。

牧島公証人は英語が話せたことからMさんと会話が弾み疑問点も理解でき最も困っていた相続財産を受け取る書類に印鑑を押していいかどうかとも理解し納得して相談ごとが解決し無事遺産相続を受ける事が出来ました。

遺産相続・成年後見人・遺言書作成などで困ったときは相談センターに連絡いただければいつでも公証役場を紹介することが出来ます。お気軽にご連絡下さい。